
店頭有価証券の投資勧誘について
- 営業ルール照会制度に基づく照会及び回答 -

日証協 平 15.4.30

本協会は、店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則「(公正慣習規則第 2 号)」に規定するグリーンシー 銘柄以外の店頭有価証券 (店頭取扱有価証券及びいわゆる青空銘柄) の投資勧誘に関し、営業ルール照会制度に基づき照会を受けた事項について、4 月 30 日、照会を行った会員に対し回答を行うとともに、その内容を内部管理統括責任者に通知 (日証協 (市工) 15 第 10 号、日証協 (店企) 15 第 36 号) した。

照会事項及び本協会の回答は、それぞれ以下のとおりである。

照会事項

1. 転売制限等により流通が制限されている店頭取扱有価証券 (グリーンシー 銘柄を除く) を証券取引法に規定する「売出し」に該当しないような 50 人未満の投資家に勧誘を行おうとする場合、店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則「(公正慣習規則第 2 号)」の第 20 条第 2 項に定める、「証券情報」を追記した会社内容説明書を用いて行う (適格機関投資家に対する投資勧誘を除く) など、勧誘する投資家数以外は募集、売出し、又は私募と同様の方法により投資勧誘を行うこととし、証券業協会にその旨届出を行い、かつ証券業協会が適当であると認めたときは、第 18 条の定めと同様に、第 4 章の定めによることを要しないと考えてよい。
2. 転売しないことを条件として適格機関投資家のみに対して、店頭有価証券 (店頭取扱有価証券を除く) を、証券取引法に規定する売出しに該当しないような 50 人未満の投資家に勧誘を行おうとする場合、勧誘する投資家数以外は募集、売出し、又は私募と同様の方法により投資勧誘を行うこととし、証券業協会にその旨届出を行い、かつ証券業協会が適当であると認めたときは、第 15 条の定めと同様に、適格機関投資家のみ店頭有価証券 (店頭取扱有価証券を除く) の勧誘が可能であると考えてよい。

照会事項に関する当社の考え方

1. 「売出し」は、既に発行された有価証券の買付の申込の勧誘のうち、均一の条件で 50 人以上の者を相手方として行う場合として定義されているところ、50 人未満の者を相手方として既に発行された有価証券の買付の申込の勧誘を均一の条件で行おうとする場合 (以下「少人数向けの勧誘」) に、「証券情報」を追記した会社内容説明書を用いて (適格機関投資家に対する投資勧誘を除く) 行うことにより「売出し」と同じ要領で勧誘を行い、かつ転売制限等により流通

を制限するのであれば、勧誘する相手方の人数が少数であることの違いがあるとしても、この「少人数向けの勧誘」により有価証券を取得する際に投資家に対して適切に情報が開示されており、また取得された有価証券が転々として売買されることがないため、「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第 2 号)の第 18 条に規定する転売制限のついた募集、売り出し及び私募と同様に同規則の第 4 章に規定するグリーンシート銘柄としての気配提示などを行わないとしても、問題がないものとする。

2. 転売しないことを条件として適格機関投資家のみに対して、店頭有価証券(店頭取扱有価証券を除く)を、50 人未満の者を相手方として既に発行された有価証券の買付の申込の勧誘を均一の条件で行おうとする場合も、「売出し」には該当しないが、上掲 1.と同様に、取得された有価証券が転々として売買されることがないため、「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第 2 号)の第 15 条に定めと同様に適格機関投資家のみ店頭有価証券(店頭取扱有価証券を除く)を勧誘することに問題がないものとする。

< 回答 >

貴見のとおりで差し支えありません。

以 上